

令和 8 年度 高崎市移住促進資金利子補給金制度

高崎市では、倉渕・榛名・吉井地域の人口減少対策の一環として、同地域に移住・定住するための住宅取得に際して受けた融資の利子 5 年分を全額補給する「移住促進資金利子補給金」制度を実施しています。

■対象となる方

倉渕、榛名、吉井地域への移住にあたり自ら居住するための住宅（当該住宅の敷地を含む）を取得するために金融機関から融資を受けて実際に居住し、次のすべての要件に該当する方。

【対象者要件】※全ての要件を満たした方

- ・倉渕、榛名、吉井地域に移住する方
- ・取得した住宅に居住する直前に連続して 1 年以上、住宅取得地域とは別の地域（市外または市内他地域）に住んでいた方
※倉渕⇒倉渕、榛名⇒榛名、吉井⇒吉井の転居は対象外。ただし、別の地域に住んでいる期間中に、住宅取得に係る契約等を済ませるなど、移住前から住宅取得する意思をもって一時的に当該地域に移住したことが確認できる場合は対象となり得る。
- ・自ら居住するための住宅を取得し、居住開始から 1 年以内の方
- ・住宅取得にあたり金融機関等から住宅ローン融資を受けた方
- ・本人及びその世帯員が市税を滞納していないこと（認定時及び交付時）
- ・本人及びその世帯員が高崎市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと
- ・過去に別の住宅について本補給金の交付を受けていない方

○ 対象となる融資の例

- ・土地を取得し、新たに住宅を建築
- ・土地を借りて、新たに住宅を建築
- ・建売住宅の取得
- ・中古住宅の取得
- ・住宅購入と併せて実施するリフォーム

× 対象とならない融資の例

- ・他の地域からの移住を伴わない住宅の取得
- ・現在住んでいる住宅のリフォーム
- ・土地のみの購入
- ・その他条件に合致しない場合

■利子補給期間・金額

- ・認定申請をした日の翌月の利子の支払いから 5 年間（60 か月）の対象融資に係る利子全額。
- ・利子補給金は、電子地域通貨「高崎通貨」で支払いを行います。

※現在新たなプラットフォームを活用した高崎通貨の準備を進めておりますので、詳細が決まり次第、改めてホームページ等を通じてお知らせいたします。

■認定申請の方法

対象住宅への居住開始後 1 年以内に、企画調整課（市役所本庁舎 7 階）及び倉渕・榛名・吉井（本制度実施地域内）支所地域振興課へ、認定申請にかかる必要書類（裏面参照）を提出してください。

申請書は、企画調整課及び各支所において配布しているほか、市ホームページからダウンロードが可能です。

<https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/3254.html>



申請手続きの流れ

※郵送での受付は行っておりません。受付は土、日、祝日を除く。

①認定申請（初年度のみ）

受付期間：令和8年4月1日（水） ～ 令和9年3月31日（水）

○以下の書類をご用意の上、申請してください。

《必要書類》

- ・ 利子補給金交付認定申請書
- ・ 住宅ローンの契約書のコピー
- ・ 金融機関等が発行する返済予定表のコピー（原則5年間分。ただし、発行されない場合は直近分）
- ・ 対象住宅の案内図（住宅地図のコピーなど）

【住宅取得前に当該地域に一時居住していた方のみ】

- ・ 移住前から住宅取得する意思が確認できる書類（住宅取得に係る契約書のコピー等）

◆認定書送付

申請書の審査が完了した後、「利子補給金交付認定書」を送付します。

※認定となった契約内容に変更が生じる場合は、認定変更届を提出してください。

②交付申請（対象期間中毎年1月）

受付期間：令和9年1月4日（月） ～ 令和9年1月29日（金）

○前年に支払った利子額について、必要書類を添えて申請してください。

- ・ 交付申請に必要となる書類等については、年末に市ホームページでご案内いたします。
- ・ 令和8年1月～12月分として支払った対象利子額について申請してください。

◆交付金決定通知書送付・利子補給金給付

申請内容の審査完了後、交付決定通知書の送付と補給金の給付を行います。

交付申請から給付までは2か月程度かかります。

【お問い合わせ先、受付窓口】〒370-8501 高崎市高松町35番地1 企画調整課（7F）

電話：027-321-1202 mail：kikaku@city.takasaki.gunma.jp

【受付窓口のみ】 倉渕支所地域振興課・榛名支所地域振興課・吉井支所地域振興課

【受付時間】 平日 午前8時30分～午後5時15分